

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 06 月 27 日

久留米市長 殿

提出者

住 所 久留米市藤光町字枝光735-14

氏 名 株式会社 日本生物製剤 ラトリエール藤光

代表者 工場長

電話番号 0942-65-3161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 日本生物製剤 ラトリエール藤光
事業場の所在地	久留米市藤光町字枝光735-14
計画期間	2024年04月01日 ～ 2025年03月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業
②事業の規模	ヒト胎盤抽出物を原料とする医薬品(肝機能亢進)製造に於いて、国内唯一無二である。
③従業員数	60名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	工場で発生する特別管理産業廃棄物として、感染性廃棄物、引火性廃棄物、強酸及び強アルカリ、蛍光灯を収集運搬業者(株)日本医療環境サービス又は(株)フチガミ及び引火性廃棄物を(株)リサイクルと委託契約し、収集運搬させる。 (株)日本医療環境サービス又は(株)フチガミは、収集した特別管理産業廃棄物を積替・保管し、委託契約している中間処理業者ジャパンウエスト(株)に搬入する。ジャパンウエスト(株)は搬入された特別管理産業廃棄物を中間処理(焼却)する。中間処理された燃え殻は、ジャパンウエスト(株)の契約する最終処分場に搬入し最終処分を実施する。 (株)リサイクルは、引火性廃棄物を委託契約している処理業者、巴興業(株)及び光和精鉱(株)に搬入する。巴興業(株)及び光和精鉱(株)は、搬入された引火性廃棄物を燃料として再利用する。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	・ 感染性廃棄物、引火性廃油、強酸、強アルカリ、蛍光灯、汚泥（泥状のもの）、汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）、特管廃水銀等
②計画	・ 感染性廃棄物、引火性廃油、強酸、強アルカリ、蛍光灯、汚泥（泥状のもの）、汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）、特管廃水銀等

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2023年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	139.67t 137.07 t
	(今後実施する予定の取組等)	
2020年04月導入済み		
※事務処理欄		

特別管理産業廃棄物処理計画書 別紙

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

特別管理廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	強酸	強アルカリ	蛍光灯	汚泥（泥状のもの）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特管廃水銀等
① 現状排出量 【前年度（2023年度）実績】	10.0125 t	128.6 t	0.33 t	0.67 t	0.05 t	0.0078 t	0.000025 t	0.0005 t
<p>全ての特別管理産業廃棄物は、分別を小まめに行い、可能な限り製造数の削減を試みて製品当たりの排出量削減を計ったが、生産量の増加に伴い、全体量の大きな削減に至らなかったが、引火性廃棄物は、燃料として再利用した。</p>								
特別管理廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	強酸	強アルカリ	蛍光灯	汚泥（泥状のもの）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特管廃水銀等
② 計画排出量	15.000 t	100.000 t	0.150 t	0.500 t	0.020 t	0.0078 t	0.000025 t	0.0005 t
<p>全ての特別管理廃棄物は、注意深く小まめな管理により、削減に努めたい。引火性廃棄物は、可能な限り燃料として再利用を計りたい。 2024年度は、生産数の増加が見込まれているため、大幅な削減は厳しいかと思われるが、削減に努めたい。</p>								

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

特別管理廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃油	強酸	強アルカリ	蛍光灯	汚泥(泥状のもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	特管廃水銀等
① 現状 排出量 【前年度 (2023年度) 実績】	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまで実施した取り組み)								
特別管理廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃油	強酸	強アルカリ	蛍光灯	汚泥(泥状のもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	特管廃水銀等
② 計画 排出量	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する取り組み)								

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃油	強酸	強アルカリ	蛍光灯	汚泥(泥状のもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	特管廃水銀等
①現状 排出量 【前年度 (2023年 度)実績】	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまで実施した取り組み)								
特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃油	強酸	強アルカリ	蛍光灯	汚泥(泥状のもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	特管廃水銀等
②計画 排出量	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する取り組み)								

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃油	強酸	強アルカリ	蛍光灯	汚泥(泥状のもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	特管廃水銀等
①現状 排出量 【前年度 (2023年 度)実績】	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまで実施した取り組み)								
特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃油	強酸	強アルカリ	蛍光灯	汚泥(泥状のもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	特管廃水銀等
②計画 排出量	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する取り組み)								

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類		感染性 廃棄物	引火性 廃油	強酸	強アル カリ	蛍光灯	汚泥(泥状 のもの)	汚泥(基準 値を超え る有害物 質を含む もの)	特管廃水 銀等
①現状 排出量 【前年 度(2023 年度)実 績】	全処理委託量	10.012 5 t	128.6 t	0.33 t	0.67 t	0.05 t	0.0078 t	0.0000 25 t	0.0005 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用処理業者 への処理委託量	0 t	128.6 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者へ の処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	10.012 5 t	0 t	0.33 t	0.67 t	0.05 t	0.0078 t	0.0000 25 t	0.0005 t
(これまで実施した取り組み)									
特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃 油	強酸	強アルカ リ	蛍光灯	汚泥(泥状 のもの)	汚泥(基準 値を超え る有害物 質を含む もの)	特管廃水 銀等
②計画 排出量	全処理委託量	15.000 t	100.00 0 t	0.150 t	0.500 t	0.020 t	0.0078 t	0.0000 25 t	0.0005 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用処理業者 への処理委託量	0 t	100.00 0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者へ の処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への 処理委託量	15.000 t	0 t	0.150 t	0.500 t	0.020 t	0.0078 t	0.0000 25 t	0.0005 t
(今後実施する取り組み)									

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。